

水田活用の直接支払交付金の見直しについて5年ルール導入の 撤回を求める意見書

国においては、米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、高収益作物の導入、定着などを支援し、主食用米の生産量を抑制する施策を進めており、水田活用の直接支払交付金も本来は、転作作物の販売収入が主食用米に比べて少額となるため、生産者への所得補償として創設されたものである。

そうした中で、このたび交付金の見直しが行われ、令和4年度から、5年間に一度も水を張らない水田は交付金の対象から除外するとの方針が示された。今回の5年ルールの導入は地域の水田を区画化し、年ごとに転作する区画を換える「ブロックローテーション」を促すのが狙いとされている。

交付金を受領するためには、転作地での輪作サイクルに水稻を組み込まざるを得ないこととなるが、畑は排水、水田は保水を基本とした土づくりが必要で、土壌の構造が全く異なる。麦及びトウモロコシなど水を嫌う作物を育てていた農地に再び水を張ることは非現実的であり、5年サイクルで畑地化と復田を繰り返せば、野菜も水稻も中途半端なものとなる。

方針どおりに見直しが行われれば、耕作放棄地増加の懸念と、進みつつある高収益作物の産地化にも大きな影響を及ぼすことになり、これまでに転作に協力してきた農家においては、この見直しに伴い、経営の支えとしてきた交付金の対象外となることで、離農に拍車がかかることになりかねない。

国におかれては、今回の水田活用の直接支払交付金の見直しが農業関係者に与える影響の大きさを認識し、5年ルールの導入については撤回していただくよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月22日

岩 国 市 議 会